

令和 7 年かすみがうら市公告第 3 8 号

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 及びかすみがうら市契約規則（令和 2 年かすみがうら市規則第 11 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり普通財産の売払いに係る一般競争入札について公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 一般競争入札に付する物件

かすみがうら市が所有する財産（自動車）を一般競争入札により、次のとおり各々売払います。

※予定価格とは、あらかじめかすみがうら市が定めた最低売却価格（税込）をいう。

物件名称	初度登録年月	車台番号	型式	予定価格	入札保証金
日野 (園児バス)	平成 21 年 2 月	XZB50-0003630	PDG-XZB50M	470,000 円	47,000 円
日野 (園児バス)	平成 20 年 9 月	XZB50-0003425	PDG-XZB50M	550,000 円	55,000 円

2 入札方式

紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続・方法については、別に定めるかすみがうら市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）に従って行う。

売却システム <https://kankocho.jp>

3 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (3) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から 2 年を経過していない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- (5) 売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- (6) 市税等を滞納している者
- (7) 日本語を完全に理解できない者
- (8) 市ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約等の内容を承諾せず、遵守できない者

4 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 参加仮申し込み

入札に参加しようとする者は、令和 7 年 9 月 11 日（木）午後 1 時から 9 月 29 日（月）午後 2 時までの間に、あらかじめ売却システムを利用して、参加仮申込を行わなければならない。

＊手続きにはログイン ID の取得が必要になる。

(2) 参加本申し込み

参加の仮申し込みを行った後、次に掲げる書類を市に提出（持参もしくは郵送）しなければならない。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

なお、必須書類はかすみがうら市ホームページからダウンロードすること。郵送料は申込者負担となる。

かすみがうら市ホームページ

<https://www.city.kasumigaura.lg.jp>

提出書類

- ① かすみがうら市公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ② 誓約書

- ③ 印鑑登録証明書の写し
- ④ 身分証明書（個人の場合）
- ⑤ 商業登記簿謄本の写し（法人の場合）

＊代理人入札の場合は上記に加え、委任状、代理人の印鑑登録証明書、商業登記簿謄本の写しが必要

参加申し込み完了には、クレジットカードによる入札保証金の納付が必要となる。原則として、入札開始5開庁日前までに市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札をすることができない。

(3) 提出先

16 書類の送付先・問合せ先を参照

(4) その他

参加に必要な提出書類については、返却しない。

5 売却物件の下見

下見を希望する者は、下記連絡先へ電話にて予約すること。

- (1) 連絡先 かすみがうら市役所子育て支援課 公有財産売却担当
電話 0299-59-2111、029-897-1111

- (2) 日 時 令和7年9月12日（金）から同年9月26日（金）まで（土日祝を除く）

午前10時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）

- (3) 場 所 物件ごとに場所が異なるため、事前連絡の際にお伝えします。

- (4) その他 物件の試運転はできません。

6 入札の期間

令和7年10月14日（火）午後1時から10月16日（木）午後11時まで

7 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格を登録する。

せり売り形式：入札期間中であれば何回でも入札できる。

入札形式：登録は一度しか行うことはできない。

- (2) 持参及び郵便など、上記（1）以外による入札は認めない。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、クレジットカードにより入札保証金を納付する。予定価格の100分の10以上の金額（円未満切り上げ）を入札開始前までに納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者は、令和7年11月4日（火）までに契約を締結しない場合、及び売払代金から契約保証金を除いた残金を納付しない場合はその落札を無効とし、入札保証金は市に帰属する。

9 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以上の価格で、かつ、最高の価格を提示した者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、先に設定した者を落札者として決定する。
- (3) 落札者の決定にあつては、ログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加申請について虚偽の申請を行った者のした入札及び入札説明書（市ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11 契約に関する事項

(1) 契約保証金の納付

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額（円未満切り上げ）を納付しなければならない。

(2) 契約期限

落札者は、令和7年11月4日（火）（郵送の場合は必着とする。）までに契約保証金を納付のうえ、契約を締結しなければならない。

(3) 契約費用等の負担

売却物件の所有移転に要する諸費用及び売払い代金完納後の公租公課その他の経費は、落札者の負担とする。

(4) 契約書の作成の可否

必要とする。

契約締結は、市が作成する契約書により行う。契約の際には、市より送付された契約書（２部）に落札者は必要事項を記入・押印のうえ必要書類を添付し、上記（２）契約期限までに市に直接持参または郵送すること。

（５）入札保証金の帰属

令和７年１１月４日（火）までに契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

12 契約保証金に関する事項

- （１）落札者は、契約締結の際に契約保証金を納付しなければならない。この場合において、当該落札者の申出により、入札保証金を契約保証金の全部に充てることができる。
- （２）契約保証金の額は、入札保証金と同額にする。
- （３）契約保証金は、落札者が契約内容に従って履行を行った後に還付する。なお、契約保証金に利子は付さない。
- （４）契約保証金は当該落札者の申出により、売払い代金の一部に充当できる。
- （５）落札者が、令和７年１１月４日（火）までに納付しない場合は、契約保証金は、損害金としてかすみがうら市に帰属する。

13 売払い代金の納付

- （１）売払い代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。
- （２）契約を締結した者は、令和７年１１月４日（火）午後２時３０分までに当該契約に係る売払い代金から契約保証金を差し引いた金額を納付しなければならない。

14 売払物件の権利移転

- （１）売払物件の権利移転は、契約者が売払い代金を完納したときとする。
- （２）売払物件の売払い代金完納後の引き渡しに要する費用、車検、所有権移転に要する諸費用、公租公課等は、契約者の負担とする。
- （３）引き渡し後に契約者において車検及び登録手続き等を行い、登録完了後、速やかに車検証等の写しを市に提出すること。
- （４）自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提供すること。

- (5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (6) 契約者は、売払物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

15 物件の引き渡し

- (1) 売払い代金納付時の現状有姿で、直接引き渡すものとする。なお、引き渡しに関する一切の費用は、契約者の負担とする。
- (2) 引き渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 引き渡し期間
契約締結及び売払い代金納入後から令和7年11月12日(水)午後3時まで(土日祝を除く)
- (4) 引き渡し場所
物件ごとに場所が異なるため、事前連絡の際にお伝えします。

16 その他

- (1) 契約締結後にかすみがうら市の責に帰すことのできない事由により滅失及び毀損等が生じた場合、かすみがうら市に対して契約の解除及び売買代金の減額を請求することができない。
- (2) かすみがうら市は、契約不適合責任を負わない。
- (3) この公告、かすみがうら市インターネット公有財産売却ガイドライン及び物品調書等に記載する事項で確認した売買物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払い代金の減額を請求することはできない。
- (4) 入札参加者は、市ガイドライン、KSI 官公庁オークションに関連する規約等を確認し、これらの条項を遵守すること。

17 書類の送付先・問合せ先

〒315-8514 茨城県かすみがうら市下稻吉 2633-19

かすみがうら市 保健福祉部 子育て支援課

電 話 0299-59-2111、029-897-1111

メール wakaguri@city.kasumigaura.lg.jp